

令和3年度第1回 主要改正事項

章 節	現 行	改正内容	改正理由
1章 P3	洪水想定区域における円滑かつ迅速な措置 を確保するための措置	・濁川、北須川、川上川の追加	・新たに水位周知河川に指定したことによる追加
2章 P5	県の水防組織 1 水防本部 (1) 水防本部設置基準	・地震における水防本部設置基準を 震度4以上から震度5弱以上に変更	・これまでの運用実績や「火災・災害等即報要領」 の改正（H29.2.27；消防庁）により、国への 被害報告の基準が震度4から震度5弱に変更 されたことによる
6章 P155 ↳ P157	水位通報と観測所 水位観測所一覧表	・濁川、北須川、川上川における水位の設定 及び変更	・新たに水位周知河川に指定したことによる水位 設定及び変更
7章 P187 ↳ P189	洪水予報河川・水位周知河川 設定水位一覧	・濁川、北須川、川上川の追加	・新たに水位周知河川に指定したことによる追加
8章 P235 ～ P240	水位周知	・濁川、北須川、川上川の追加	・新たに水位周知河川に指定したことによる追加
P245 ↳ P268	水防警報	・濁川、川上川の追加	・新たに水防警報河川に指定したことによる追加
11章 P301 ↳ P305	陸上自衛隊の救援体制	・協定書の変更	・令和元年度に第6特科連隊が廃止されたことに 伴い、令和2年3月25日に新たな協定を締結 し、昭和45年7月1日に締結した協定につい て廃止したため。